

令和8年度結城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市内に移住した者が要件を満たした場合に、予算の範囲内において令和8年度結城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、移住支援金の交付については、茨城県が定めるわくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 単身の場合 60万円

(2) 2人以上の世帯の場合 100万円。ただし、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する世帯にあっては、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象となる者は、第1号の要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかひとつの要件を満たすものとする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件も満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村並びに平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと（東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者（雇用保険の被保険者としての就業に限る。）については、当該通勤をしていた期間に、修業年限を上限（高等専門学校は、2年を上限とする。）として当該通学をしていた期間も含めることができる。（イ）において同じ。）。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のう

ちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを
当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 結城市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 結城市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有して
いること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 対象者の世帯全員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する
者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年
政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住
者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関
する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格
を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給して
いないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳
未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市
町村が認める場合を除く。

(エ) 申請時において対象者の世帯全員に市税等の滞納がないこと。

(オ) 転入前に、市に移住支援金の申請について事前相談を行っていること。

(カ) その他茨城県又は結城市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこ
と。

(2) 就職に関する要件 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、茨城県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している
求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務
めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3
か月以上当該法人に在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載され
た日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有し
ていること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であるこ
と。

イ 専門人材（内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチ

- ング事業を利用して就業した者) の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則として、恒常的に通勤しない。) こととし、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施すること。
 - ウ 内閣府が実施する地域未来交付金(デジタル実装型) 又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
 - エ 対象者又は対象者と同一世帯に属する者が、市内に住宅を新築し、又は購入したこと。ただし、同一の住宅に係る移住支援金の申請は、1 回限りとする。
- (4) この事業における関係人口に関する要件 転入日より前に結城市に来訪し、移住に関する相談をした者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの
- ア 県内の農林水産業(専業に限る。) へ就業し、又は承継した者
 - イ 市町村において認定新規就農者又は認定農業者の認定を受けている者。ただし、複数市町村で農業を営む農業者が認定農業者に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国による認定を受けている者
 - ウ 地域の観光・伝統産業の振興又は 6 次産業化に資する事業を起業し、就業し又は承継した者。ただし、就業先は、茨城就職チャレンジナビに掲載する移住支援金対象法人の要件に該当しないものに限る。
 - エ 次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、過去に 5 年以上茨城県に居住歴がある者に限る。
 - (ア) 地域再生法(平成 17 年法律第 24 号) に基づき、茨城県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた企業において、計画期間中に、認定を受けた事業所に新規で雇用された者
 - (イ) 茨城県が実施する本社機能移転強化促進補助の認定を受けた企業において、認定後 3 年以内に、認定を受けた事業所(うち本社機能に係る部門が対象) に新規で雇用された者
 - (ウ) 茨城県が実施する次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助又はグローバル企業のフラッグシップ(主力) 拠点誘致促進補助の認定を受けた企業において、認定後 3 年以内に、認定を受けた事業所に新規で雇用された者

(5) 起業に関する要件 申請日以前の1年以内に、茨城県が県実施要領により実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 対象者を含む2人以上の世帯員が、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

（交付申請）

第4条 移住支援金の申請者は、令和8年度結城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書（様式第1号）、就業証明書（様式第2-1号、様式第2-2号、様式第2-3号、様式第2-4号、様式第2-5号、様式第2-6号。ただし、就業の証明を要する場合に限る。）及び本人確認書類に加え、前条に規定する対象者の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第5条 移住支援金の交付決定の通知は、令和8年度結城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知する。

（移住支援金の交付）

第6条 市長は、交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第7条 茨城県及び結城市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び結城市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に結城市から転出した場合 全額

(3) 第3条第2号に規定する要件に該当し交付を受けた者であって、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に結城市から転出した場合 半額

（庶務）

第9条 この要項に定める手続等については、企画財務部企画政策課において処理する。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。